

平成29年  
第3回日の出町  
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第3回総会日程

平成29年3月27日  
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成29年第3回日の出町農業委員会総会

平成29年3月27日  
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 小森公夫  
事務局次長 小池康夫  
事務局 宮下貴裕

欠席委員 12番 関石 委員

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第3回、日の出町農業委員会総会を開会いたします。  
まず、はじめに神田会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。第3回の農業委員会総会を開催したところ今日は委員さん14名中1名が、欠席ということで、出席委員が過半数を超えておりますので、総会は成立しております。本日の審議もよろしくをお願いします。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。続きまして日程3議事録署名委員の指名及び日程4の議事進行を会長よりお願いいたします。

会 長 それでは、3. 議事録署名員の指名をさせていただきます。7番 矢治委員、8番 木住野委員にお願いいたします。欠席者は先ほども説明しましたが、12番 関石委員です。  
それでは、4. 議事に入らせていただきます。

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局 (農地法第3条の規定による許可申請について朗読および説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。  
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委 員 それでは、今回の申請について説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、議案第1号の案内図をご覧くださいと思います。始めに場所の説明をさせていただきます。案内図の上の方が、・の・通りになります。案内図の下の方、・駅に向かう通りが通称・道と呼ばれております。議案第1号申請地と斜めの線があるところなのですが、現状は栗畑となっております。北側の部分と一体的にやっております、下草等についてはきれいに管理されております。先ほど、事務局から説明があった通り、この土地につきましては、北側の部分は受け人の息子さんの名義になっておりまして、今回の申請でこの畑一帯が、譲受人の土地となるところであります。以上で説明を終わります。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号 農地法第3条第1項

の規定による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(2) 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (農地法第3条の規定による許可申請について朗読及び説明)

会長 朗読及び説明が終わりました。  
地区担当は・委員ですが、今日はお休みですので、・委員さんに現地確認をしていただいております。説明をお願いいたします。

委員 はい、それでは現地視察の報告をさせていただきます。3月21日火曜日、朝からかなり雨が降っておりまして、一日降っていましたが、午後1時半頃、事務局と一緒に現地を視察させていただきました。案内図をご覧いただきたいんですけども、当該申請地につきましては、・通り、ちょうど真ん中に・さんの自宅。自宅から南方向に150メートルぐらいのところですかね。市街化調整区域の農地となります。次に公図を見てもらいたいんですけども、・番と・番はつながっている農地でして、現地の方は、これからの作付けに備えてきれいに耕されていました。上の・番、・番というのも・番が・さんで、・番が・さんの農地でございまして、連続してございまして隣接しているこの農地も、春野菜等が植えられておりまして、よく肥培管理されておりました。なおですね、以前にですね、農地法3条の申請で・番と・番1は・さんが取得された農地でございます。特に、・番につきましては、平成27年第11回の総会議案として許可申請があつて許可されているところでございます。以上でございますけども、息子さん夫婦に贈与するわけですけども、家族で農業を営んでいくということで、よろしくをお願いいたします。以上です。

会長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会長 意見、質問がないようですので、(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(3) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理報告、農地法第5条届出2件、朗読及び説明)

会 長           朗読が終わりました。  
只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

                  はい、・委員。

委 員           この案件に直接関係ないことかもしれませんが、報告第1号の公図の関係  
ですね。横浜の法務局で取っている日の出町の公図で、こういうやり方とい  
うのは私知らなかったんですが、一般の人でもこのような方法が使えるので  
しょうか。

事務局          法務局は現在オンライン化が進んでおりまして、支局どこでもですね、全  
国どこでも取れるようになってきている状況でございますので、この方は横浜支  
局から入手したということでございます。問題ございません。

委 員           そうすると我々が何かの関係で九州とかの公図が必要になったときに福  
生の法務局で公図が取れるということですか。

事務局          地域の関係でとれない場所もあるかもしれませんが、現時点では全国取れ  
るということで認識しております。

委 員           役場でも取れますよね。

事務局          インターネットでも取得することができます。

会 長           はい、・委員。

委 員           今のことに絡んでなんですが、報告第1号については、申請者からのもの  
をコピーしてここに添付している形になるんですね。過去のものもみんなそ  
ういう感じですか。申請者からのものをコピーしている。事務局の方でも確  
認はとっていると思うのですが、これらにもし誤った記載がされていないか  
確認しているということですか。

事務局          回答いたします。基本的に、届出の場合、添付書類の中で、案内図、公図、  
登記簿謄本をいただくことになっておりまして、そこで今回議案の中には、  
案内図と公図を載せさせて頂いて、公図については、確かに町やインターネ  
ットからも取得できるのですが、ただそれでは加工されている可能性もある  
ので、法務局で、下の方に判子が押してあると思うのですが、法務局で出し  
た公図ですと証明されたものを添付書類としていただいております、そ

それを今回、公図として出していますので、それをもって確認しているということでございます。

委員            ということは、提出は原本ということですか。

事務局           基本的には、届出なので原本を持参していただいて、コピーと原本を照合できれば、原本をお返しすることはできます。ただ、原本のみで提出されたものについては、一度提出された場合には還付はいたしておりません。原本とコピーを持参してもらって照合できれば原本はお返しできます。

委員            わかりました。ありがとうございます。

会長            意見、質問がないようですので、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署名

議長 \_\_\_\_\_

7番 \_\_\_\_\_

8番 \_\_\_\_\_